

2019春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	メディア労連
方針決定日	2019年2月5日
要求提出日	2019年2月26日
回答指定日	

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
「底上げ・底支え」「格差是正」をはかるために、組織全体の労働条件の向上をめざしていく。連合方針をベースにして賃金ベースの引き上げをめざし、すべての労働者の立場にたった働き方の見直しをはかっていく。	
(2) 賃上げ要求	
●月例賃金 ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	加盟各団体の経営環境を踏まえつつ、産別内での「底上げ・底支え」「格差是正」にこだわり、賃金カーブを維持したうえで、月例賃金の引き上げを重視する賃金改善をはかっていく。
●規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	賃金改定原資に労働組合が積極的に関わっていくために賃金制度の整備や賃金実態把握を労使で確認していく。
●雇用形態間格差の是正(時給等の引き上げ)	全ての時給労働者は1,000円超となるよう賃金改善を要求する。請負契約などその他の契約労働者は契約実態を踏まえて要求する。
●男女間賃金格差の是正	職場における男女間賃金格差の実態把握のために賃金データの調査・集約を進める。
●企業内最低賃金・初任給 ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・年齢別最低到達水準の協定化 ・初任給の引き上げ	賃金相対を引き上げるために初任給の引き上げを要求する。
●一時金 ・一時金の要求基準等	企業業績をふまえつつ、昨年実績以上を目指す。

(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

- ・総実労働時間の削減に向けて、企業単体ではなくグループ全体の視点をもって業務量と業務内容を見直す。
- ・労働時間を短縮することで働きがいを見失わないように、社員制度や賃金体系の見直しに取り組む。
- ・「同一労働同一賃金」の実現に向けた法改正を前提に、職場における雇用形態間の不合理な労働条件の点検・改善に取り組む。

- その他
 - ・人材育成と教育訓練の充実
 - ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備
など

(4) 男女平等の推進

女性活躍推進法による行動計画の進捗状況を確認し、補完すべき項目を要求する。

(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配／取引の適正化の取り組み

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入